

新清洲駅北土地区画整理事業地区内で建築等をお考えのみなさまへ

清須市新清洲駅周辺まちづくり課

1. 土地区画整理法第76条許可申請について

土地区画整理事業の事業計画の決定公告があった日（平成27年1月30日）の翌日から換地処分公告がある日までは、施行地区内において下記に定める行為を行おうとする場合、土地区画整理法第76条の規定に基づく清須市長の許可を受けなければなりません。

2. 申請が必要となる行為

- 1) 土地の形質の変更
- 2) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- 3) 重量が5トン以上の物件の設置もしくはたい積

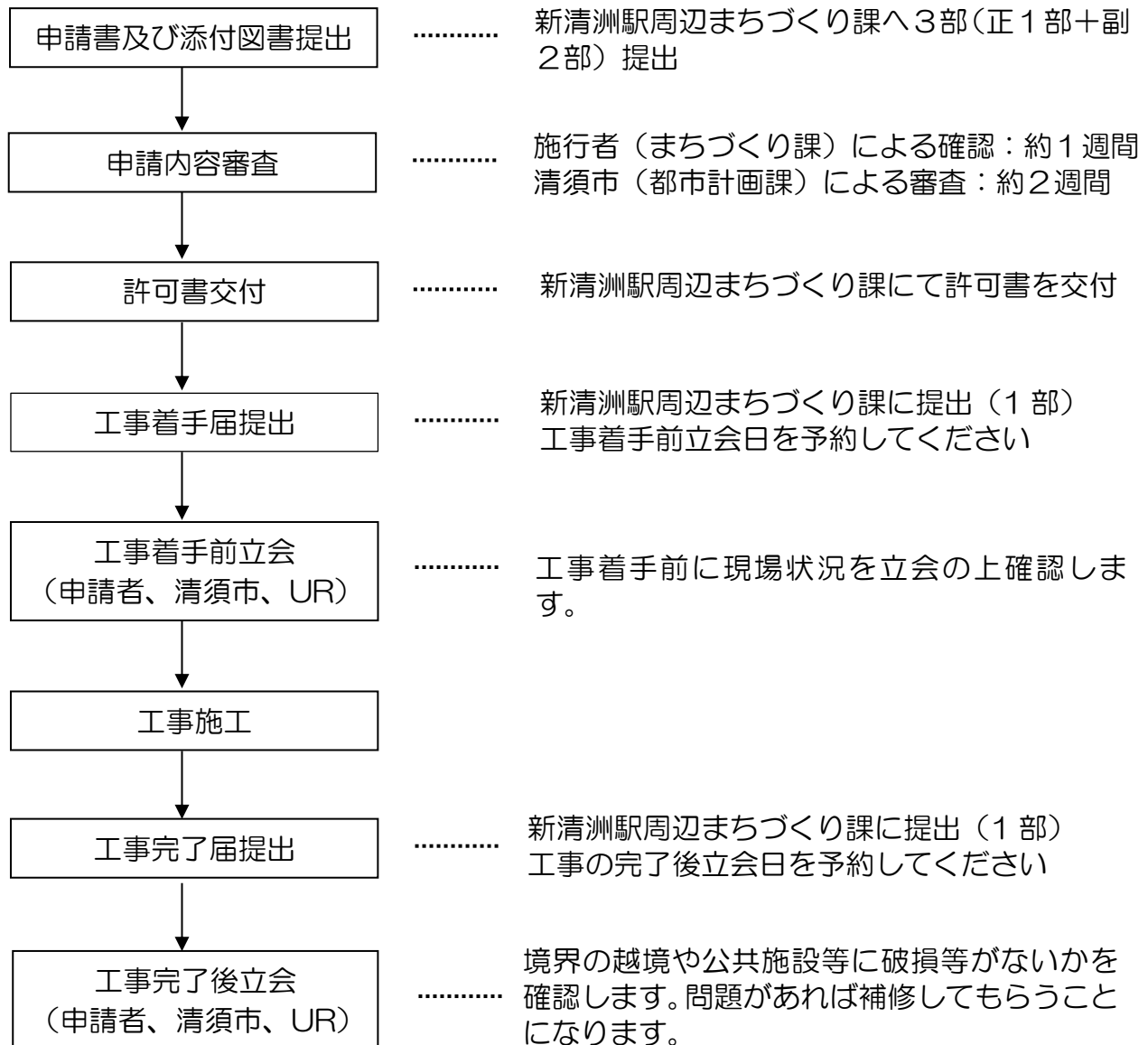
3. 申請に必要な書類

以下の資料を3部（正1部＋副2部）提出してください。

書類名	留意事項
許可申請書	・ 審査期間：3週間 ※修正があった場合は、修正申請書提出後、3週間
土地使用承諾書	・ 申請者が土地所有者以外の場合に添付 ・ 正のみ原本、副は写しでも可
隣地承諾書	・ 工作物等を敷地境界線に越境して設置する場合、または敷地越境に接する位置に設置する場合に添付 ・ 正のみ原本、副は写しでも可
仮換地証明書 仮換地位置図 仮換地図	・ 新清洲駅周辺まちづくり課にて発行（1通200円）するものを添付 →申請から発行まで1週間程度 →土地所有者以外が証明書を取得する場合は、委任状が必要
該当敷地地番証明書	・ 写しでも可
付近見取図	・ 住宅地図等の写しでも可
配置図	・ 配置図に記載する敷地の辺長（ミリ単位）については、新清洲駅周辺まちづくり課の窓口にて確認
縦横断面図	・ 擁壁やブロック等の工作物の築造および土地の形質変更の場合に添付 ・ 敷地に対して2方向以上 ・ 工作物を築造する場合は各工作物の断面図も添付
平面図	・ 建築物の場合に添付 ・ 各階平面図を添付
立面図	・ 建築物の場合に添付 ・ 2方向以上

※なお、資料作成にあたっては、別紙「土地区画整理法76条許可申請チェックリスト」を確認してください。

4. 申請手続きの流れ



5. 工事にあたっての注意事項

別紙「工事着手から完了までの注意事項」を熟読の上、施工をお願いします。

6. その他

新清洲駅北地区においては、土地利用方法や建築物等の整備方法に関して地区計画が定められております。建築工事の着手30日前までに、清須市都市計画課へ届出を行ってください。

道路側溝に雨水排水設備を接続する場合は、道路占用申請が必要になりますので、工事着手前に清須市土木課へ申請を行ってください。

また、宅内の下水排水設備の工事施工は、市下水道排水設備指定工事店が行う必要がありますので、市上下水道課にお問い合わせください。

7. 申請先及び問合せ先

清須市建設部新清洲駅周辺まちづくり課

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL: 052-400-2911 (代表) FAX: 052-400-2963 (代表)

工事着手から完了までの注意事項について

～新清洲北地区 土地区画整理事業第76条申請関連～

清須市新清洲駅周辺まちづくり課

1. 現地立会について

- 申請者は、工事の着手前と工事完了後に、清須市新清洲駅周辺まちづくり課担当者、UR 都市機構担当者との現地立会をお願いします。
- 立会日の予約は、工事着手届または工事完了届を提出の上、まちづくり課窓口又は電話連絡により行なってください。
- 立会日及び立会日の予約につきましては、市役所開庁日（土日祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

（1）工事着手前立会

- 工事着手前の立会では、境界標、供給処理施設の位置を示すピン、既設公共施設等の現状確認を行います。
- 特に既設公共施設については、破損等がないか確認します。

（2）工事完了後立会

- 工事完了後の立会では、申請どおり行為が行われているかを確認すると共に、境界標、供給処理施設の位置を示すピン、既設公共施設等の現状確認を行います。
- 特に既設公共施設等については、工事着手前になかった破損箇所等がないか確認します。破損等が認められた場合は、修繕等をお願いすることがあります。
- 工事完了後立会で問題がなければ、76 条申請の手続きは完了となります
※検査合格書等は発行いたしません。

（3）現地立会の確認事項

① 現地立会に必要なもの

- 76 条申請書一式（写しでも可）
- カメラ
- 着手前立会で撮影した写真（完了後立会のみ）

② 着手前の現地立会終了後に提出していただく書類

- 宅地の現況写真
- 境界標（杭、プレートなど）の写真
- 供給処理施設の位置を示すピン等の写真
- 破損等のあった既設公共施設（舗装、側溝等）の写真
- 撮影箇所図

現地立会の際に写真を撮影して頂きます。
（撮影箇所は市または UR が指示します。）

（建物等の配置図に撮影箇所と方向を示し番号を付けたもの。写真にも番号を付ける。）

2. 建設工事等における遵守事項

公共施設破損防止及び現場内でのトラブル発生防止のため、工事中は以下の事項に注意して施工を行ってください。

(1) 舗装路面の保護

- ・バックホー等キャタピラー機械で路面を直接走行することはしないでください。
- ・レッカー等アウトリガーを路面へ直接セットすることはしないでください。
- ・大型車を急旋回すると、路面を傷める可能性があるため注意してください。
- ・路面上での直接作業（モルタル塗り等）は行わないでください。
- ・生コンが付着する恐れがある場合はシート等で養生をお願いします。
- ・土砂等で路面が汚れた場合は、清掃してください。その際、土砂を側溝に流さないように注意してください。

(2) 側溝等の保護

- ・道路側溝等へ排水接続を行う場合は、**道路管理者から道路占用申請等の許可を受けた後に「排水管接続仕様書」に基づき施工を行ってください。**
- ・トラックや重機などを乗入れる場合は、鉄板、ゴムマット等による保護をお願いします。（鉄板は舗装面に直接セットしないようにしてください。）
- ・側溝に生コン車の洗車した水を流さないでください。
- ・土砂、コンクリート、モルタル等が側溝や柵へ入らないように注意してください。
- ・側溝の中に土砂等の流入が認められたときは、清掃（浚渫）をお願いします。

(3) 境界杭の保護

- ・境界杭を破損しないよう周辺での作業は慎重に行なってください。

(4) その他

- ・歩道に乗り入れを設置するなど、道路施設の形状等を変更する場合は、事前に道路管理者の承認を受けてください。
- ・道路施設の保護等にあたり、敷き鉄板などを工事期間中常時設置する場合は、道路管理者に道路占用申請を行い、許可を受けてください。
- ・梱包類の飛散防止をお願いします。
- ・工事等で隣接する宅地を使用する場合は、必ず土地所有者の了解を得てください。使用収益開始前の土地にあっては新清洲駅周辺まちづくり課に報告し指示に従ってください。
- ・道路上での工事車両の駐車は他の車両の通行妨害とならぬよう注意してください。
- ・工事車両は原則として4トン以下でお願いします。

※やむを得ず大型車両を搬入する場合は、道路が損傷しないような養生計画を作成し事前に提出し、その指示に従ってください。また、区画整理事業地区内を通る資材搬入ルートについては、着手前の公共施設等の現状を写した写真（破損箇所のみ）を提出していただくことがあります。

3. 問合せ先

清須市建設部新清洲駅周辺まちづくり課

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地

TEL: 052-400-2911（代表） FAX: 052-400-2963（代表）